給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１２１号

大阪府枚方市田口１丁目46番15号

再生債務者　丹波　光秀

1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年２月23日まで

4　一般異議申述期間　平成22年２月26日から平成22年３月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１２号

熊本県熊本市四方寄町698番地９

再生債務者　宮部　祐二

1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年２月23日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月９日から平成22年３月16日まで

熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１号

宮城県石巻市羽黒町２丁目１番２号

再生債務者　今野　宏芳

1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年２月24日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月10日から平成22年３月24日まで

仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２１年（再ロ）第３号

山口県宇部市大字際波436番地59

再生債務者　花田　政明

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年２月24日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月３日から平成22年３月10日まで

山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２８号

青森市金沢５丁目５番25号

再生債務者　奥崎　正和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年２月24日まで

平成22年１月27日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１９号

大阪府阪南市緑ヶ丘２丁目17番21号

再生債務者　藤原　滋人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年２月24日まで

平成22年１月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３号

青森県十和田市大字三本木字上平178番地18

再生債務者　神山　憲仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年２月26日まで

平成22年１月27日

青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１３号

北九州市門司区東新町１丁目２番16―205号

再生債務者　上戸　浩嗣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年12月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月27日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第１３号

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103番地163

再生債務者　森　　興一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月27日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第２５号

千葉県船橋市三山２丁目36番18号　コーポヤマ22号

再生債務者　山口瑠美子（旧姓嶋村）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月25日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第４号

香川県高松市多肥上町633番地１

再生債務者　大西　　勉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月26日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（再ロ）第１号

三重県松阪市南虹が丘町27番地７

再生債務者　冨田　昭幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月27日　　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（再ロ）第７号

秋田県横手市平鹿町下吉田字下福田40番地

再生債務者　加藤　　篤

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月27日　秋田地方裁判所横手支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月五日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年二月四日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

（甲）サンフロンティア不動産株式会社

代表取締役　堀口　智顕

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

（乙）有限会社ＳＦキャピタル

取締役　堀口　智顕

合併公告

債権者　各位

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十九日

掲載頁　二七五頁（号外第一三七号）

（乙）http://www.stb-leasing.co.jp/

平成二十二年二月四日

大阪市北区中之島三丁目二番一八号

（甲）住信・松下フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役　井上　政清

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（乙）住信リース株式会社

代表取締役　井上　政清